

国際運輸業の相互免除範囲拡大に関する書簡

(交流協会側)

書簡をもって啓上します。本会長は、国際運輸業所得に対する課税の相互免除に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めに言及するとともに、同取決め1(1)及び(2)にいう「船舶又は航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入」には、次の所得が含まれることを確認する光栄を有します。

「相手方の国際運輸業を営む企業が船舶又は航空機を国際運輸業に運用することから生ずる収入又は所得のほか、国際運輸業を営む企業が所得するタイム・チャーター料、ボーエージ・チャーター料、ベアポート・チャーター料、コンテナ賃貸料、コンテナ関連設備の賃貸料及びスペース・チャーター料並びに前記の企業が行う国際輸送に関連して取得するコンテナ・ディテンション・チャージ、コンテナ・デマレッジ、コンテナ・フレイト・ステーション・サービス・チャージ、ターミナル・ハンドリング・チャージ、ホーリッジ、デスティネーション・デリバリー・チャージ及びストア・ドア・デリバリー・チャージに係る収入。」

本会長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴会長に向かって敬意を表します。

1992年9月1日 東京で

財団法人交流協会会長
長谷川 周 重

亜東関係協会会長
馬 紀 壮 殿

(亜東関係協会側)

(仮訳)

財団法人交流協会会長
長谷川 周 重 閣下

1992年9月1日

書簡をもって啓上します。本会長は、国際運輸業所得に対する課税の相互免除に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め1(1)及び(2)にいう「船舶又は航空機を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入」には、次の所得が含まれることを確認します。

「相手方の国際運輸業を営む企業が船舶又は航空機を国際運輸業に運用することから生ずる収入又は所得のほか、国際運輸業を営む企業が所得するタイム・チャーター料、ボーエージ・チャーター料、ベアボート・チャーター料、コンテナ賃貸料、コンテナ関連設備の賃貸料及びスペース・チャーター料並びに前記の企業が行う国際輸送に関連して取得するコンテナ・ディテンション・チャージ、コンテナ・デマレッジ、コンテナ・フレイト・ステーション・サービス・チャージ、ターミナル・ハンドリング・チャージ、ホーリッジ、デスティネーション・デリバリー・チャージ及びストア・ドア・デリバリー・チャージに係る収入。」

本書簡で確認する原協定の免税適用範囲を拡大した部分については、中日双方が書簡を交換した日より効力を生じ、これを実施する。

本会長は、以上を確認するとともに、ここに重ねて貴会長に向かって敬意を表します。

亜東関係協会会長 馬 紀 壮